

法務省民商第9号  
令和3年1月29日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について (通達)

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (令和元年法律第71号) 及び商業登記規則等の一部を改正する省令 (令和3年法務省令第2号) の施行に伴い、商業登記等事務取扱手続準則 (平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達) の一部を下記のとおり改正し、本年2月15日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線 (下線を含む。以下同じ。) を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(印鑑記録の処理)</p> <p>第10条 印鑑記録には、規則第9条第6項の規定により記録される印鑑及び<u>被証明事項</u>並びに規則第9条の5第2項の規定により記録される印鑑カード番号及び交付の年月日のほか、印鑑の提出年月日をも記録するものとする。</p> <p>(登記事項証明書等の作成の場合の注意事項等)</p> <p>第33条 [1～8 略]</p> <p>9 前2項の規定にかかわらず、規則第101条第1項第4号の規定により電子情報処理組織を使用してする登記事項証明書又は印鑑証明書の交付の請求(以下「証明書オンライン請求」という。)にあっては、申請ごとに請求の受付の年月日及び受付番号を表示した書面に、前2項に準じた記載(登記事項証明書の交付の請求(登記事項証明書の送付の請求を除く。))にあっては受取人が提出する証明書の交付を受ける者の氏名及び住所、申請番号並びに証明書の合計の請求通数が記載された書面(以下「提出書面」という。)の内容</p>	<p>(印鑑記録の処理)</p> <p>第10条 印鑑記録には、規則第9条第6項の規定により記録される印鑑及び<u>印鑑届出事項</u>並びに規則第9条の5第2項の規定により記録される印鑑カード番号及び交付の年月日のほか、印鑑の提出年月日をも記録するものとする。</p> <p>(登記事項証明書等の作成の場合の注意事項等)</p> <p>第33条 [1～8 同左]</p> <p>9 前2項の規定にかかわらず、規則第101条第1項第2号の規定により電子情報処理組織を使用してする登記事項証明書又は印鑑証明書の交付の請求(以下「証明書オンライン請求」という。)にあっては、申請ごとに請求の受付の年月日及び受付番号を表示した書面に、前2項に準じた記載(登記事項証明書の交付の請求(登記事項証明書の送付の請求を除く。))にあっては受取人が提出する証明書の交付を受ける者の氏名及び住所、申請番号並びに証明書の合計の請求通数が記載された書面(以下「提出書面」という。)の内容</p>

を確認した旨の記載を含み、印鑑証明書の交付の請求（印鑑証明書の送付の請求を除く。）にあっては受取人が提出する提出書面の内容を確認した旨の記載及び受取人が提示する印鑑カードの番号を確認した旨の記載を含む。）をするものとする。

10 [略]

（使用済の記載等）

第45条 [1・2 略]

3 第1項の規定は、オンライン登記申請において、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第3項において読み替えて適用する同法第21条若しくは第22条又は規則第105条第2項において読み替えて適用する規則第63条第3項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により登記官の定める書類に領収証書又は印紙を貼り付けたものの提出があった場合について準用する。

4 [略]

（印鑑の照合）

第46条 登記官は、登記の申請があった場合には、申請書又は委任状に押された印鑑と、登記所に提出された印鑑とを照合しなければならない。

を確認した旨の記載を含み、印鑑証明書の交付の請求（印鑑証明書の送付の請求を除く。）にあっては受取人が提出する提出書面の内容を確認した旨の記載及び受取人が提示する印鑑カードの番号を確認した旨の記載を含む。）をするものとする。

10 [同左]

（使用済の記載等）

第45条 [1・2 同左]

3 第1項の規定は、オンライン登記申請において、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第3項において読み替えて適用する同法第21条若しくは第22条又は規則第106条第2項において読み替えて適用する規則第63条第3項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により登記官の定める書類に領収証書又は印紙を貼り付けたものの提出があった場合について準用する。

4 [同左]

（印鑑の照合）

第46条 登記官は、登記の申請があった場合には、申請書、委任状又は法第30条第2項若しくは法第31条第2項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑と

2 前項の規定は、規則第9条第5項第3号イ、第5号イ及び第7号イに定める保証書に押された印鑑について準用する。

(不正登記防止申出)

第49条 [1・2 略]

3 前項の申出書には、登記の申請人となるべき者又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに、代理人によって申出をするときは、当該代理人の代理権限を証する書面を添付するものとする。この場合において、申出書又は委任状に押印された印鑑（登記所に提出された印鑑と同一のものを除く。）につき市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）の作成した証明書を添付しなければならない。

[4～8 略]

，法第20条の規定により登記所に提出された印鑑とを照合しなければならない。

2 前項の規定は、規則第9条第5項第3号、第5号及び第7号に定める保証書に押された印鑑について準用する。

(不正登記防止申出)

第49条 [1・2 同左]

3 前項の申出書には、登記の申請人となるべき者又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに、代理人によって申出をするときは、当該代理人の代理権限を証する書面を添付するものとする。この場合において、申出書又は委任状に押印された印鑑（法第20条の規定により提出された印鑑と同一のものを除く。）につき市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）の作成した証明書を添付しなければならない。

[4～8 同左]

別記第50号様式（第77条第1項関係）

証明年月日		証明番号	
再 使 用 証 明 申 出 書			
再使用申出領収証書 又は印紙の金額	金 円		
領 収 証 書	現金納付 年月日	年 月 日	
	収納機 関の名称	銀行 支店	郵便局 税務署
印 紙	券 面 額	枚 数	金 額
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	合 計	枚	円
申請書の受付の 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
備 考			
上記のとおり登録免許税法第31条第3項の規定により申出ます。 年 月 日 申請人 <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 0;"></div> 法務局 支局 御中 出張所			

別記第50号様式（第77条第1項関係）

証明年月日		証明番号	
再 使 用 証 明 申 出 書			
再使用申出領収証書 又は印紙の金額	金 円		
領 収 証 書	現金納付 年月日	年 月 日	
	収納機 関の名称	銀行 支店	郵便局 税務署
印 紙	券 面 額	枚 数	金 額
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	合 計	枚	円
申請書の受付の 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
備 考			
上記のとおり登録免許税法第31条第3項の規定により申出ます。 年 月 日 申請人 <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 0; text-align: center;">㊟</div> 法務局 支局 御中 出張所			

備考 表中の [ ] の記載は注記である。